国立大学法人京都大学役員会規程等新旧対照表 改 国立大学法人京都大学役員会規程 (平成16年達示第2号) (前略) (審議事項) (審議事項) 第3条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 第3条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 中期目標についての意見(国立大学法人京都大 (1) 中期目標についての意見 (国立大学法人京都大 学が国立大学法人法(平成15年法律第112 学が国立大学法人法(平成15年法律第112 号) 第30条第3項の規定により文部科学大臣に 号) 第30条第3項の規定により文部科学大臣に 対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する 対し述べる意見をいう。) に関する事項 事項 $(2) \sim (6)$ $(2) \sim (6)$ (同 左) (略) (後略) 国立大学法人京都大学経営協議会規程 (平成16年達示第3号) (前略) (審議事項) (審議事項) 第3条 経営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議 第3条 経営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議 する。 する。 (1)(略) (1)(同 左) (2) 法人の経営に関する中期計画及び年度計画に (2) 法人の経営に関する中期計画に係る事項 係る事項 $(3) \sim (7)$ (略) $(3)\sim(7)$ (同 左) (後略) 国立大学法人京都大学教育研究評議会規程 (平成16年達示第4号) (前略) (構成) (構成) 第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員 第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員 で組織する。 で組織する。 $(1) \sim (7)$ (略) $(1) \sim (7)$ (同 左) (8) フィールド科学教育研究センター、生態学研究 (8) フィールド科学教育研究センター、生態学研究 センター、学術情報メディアセンター及びこころ センター、学術情報メディアセンター及びヒト行 動進化研究センターの長 の未来研究センターの長 $(9) \cdot (10)$ $(9) \cdot (10)$ (略) (同 左) 2 • 3 2 • 3 (審議事項等) (審議事項等) 第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項を 第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項を 審議する。 審議する。

(同 左)

(1)

(略)

(1)

